

基本協定書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
1	1	3	1		S P C の設立	基本協定締結後（2021年12月上旬）、速やかにS P Cを設立する条件となっておりますが（2022年1月下旬）、実際にS P Cが担う維持管理・運営業務の開始は2024年10月1日からとなります。そのため、貴指定スケジュールでS P Cを設立した場合、業務自体が行われていない（S P Cとして収入がない）にも関わらず、業務開始までの期間（2年8ヵ月）にS P C維持費用が相応に掛かることとなり、本事業のライフサイクルコスト最適化を考えた場合、貴市にとってコスト増となり得策ではないと思慮致します。つきましては、S P Cは当該維持管理・運営業務開始の6ヵ月前（2024年3月末日）までに設立するスケジュールに変更頂きたく、ご検討の程よろしくお願い致します。	原文のままとします。 技術提案書にて提案された資本金額条件も運営開始までに満たせば足りります。その余のSPC維持費用については民間ノウハウでの工夫で対処いただく想定です。
2	2	3	3	(3)	構成企業以外の第三者の出資	構成企業以外の第三者の出資を認めない記載となっておりますが、「募集要項3.（3）ア.（ウ）出資の条件」には、「構成企業以外の者がS P Cの出資者になることは可能」と記載されており矛盾があります。つきましては、どちらを正とすべきか教示願います。また、それに合わせて記載内容を変更願います。	構成企業以外の企業からも出資は可能です。基本協定書を修正いたしました。また、募集要項P.12記載の出資比率は構成企業以外の企業からの出資は「50%を超えてはならない」としていましたが、「50%未満でなければならない」に修正いたします。
3	2	4	1	(2)	株式の譲渡等	「・・・構成企業以外の第三者によるS P Cへの資本参加の決定」との記載がありますが、第3条3項（3）には「構成企業以外の第三者の出資を認めないものとする」とあり矛盾があります。当該矛盾に関し、正しい解釈をご教示願います。	回答No.2を参照してください。
4	2	4	1	(3)	株式の譲渡等	「構成企業以外の第三者による出資を認めることとなるかまたは・・・」との記載がありますが、第3条3項（3）には「構成企業以外の第三者の出資を認めないものとする」とあり矛盾があります。当該矛盾に関し、正しい解釈をご教示願います。	回答No.2を参照してください。

基本協定書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
5	3	5	1	(1)	基本契約	質問No. 1に記載の通り、SPC設立時期を再考頂きたく、ご検討の程よろしくお願い致します。	回答No. 1を参照してください。
6	3	5	1	(3)	維持管理・運営委託契約	質問No. 1に記載の通り、SPC設立時期を再考頂きたく、ご検討の程よろしくお願い致します。	回答No. 1を参照してください。
7	3	5	2		事業契約	<p>違約金は、本事業の提案金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額の合計金額の10分の1に相当する金額に範囲を限定して頂きたくお願い致します。原案では発注者の裁量で当該違約金に加え、発注者に損害賠償も請求できる条件となっており過大であると思慮致します。それを踏まえ、以下の通り条文修正願います。</p> <p>2 前項の定めにかかわらず、次の各号所定のいずれかに該当する場合（以下「デフォルト発生」という。）、発注者は、事業契約を締結しないことができるものとする。この場合において、第2号に該当するとき又は同号以外のデフォルト発生が本事業の募集手続に関するときは、優先交渉権者は、発注者の請求に基づき、本事業の提案金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額の合計金額の10分の1に相当する金額の違約金を発注者に支払う義務を連帯して負担するものとする。<del>なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、デフォルト発生により発注者が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について発注者が優先交渉権者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる優先交渉権者の損害賠償債務も連帯債務とする。</del></p>	原案のとおりとします。
8		別紙1			出資者保証書	質問No. 1に記載の通り、SPC設立時期を再考頂きたく、ご検討の程よろしくお願い致します。	回答No. 1を参照してください。